

越生町空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化及び越生町空き家バンク制度実施要綱（令和3年要綱第4号）による空き家バンク制度の普及促進並びに店舗の有効活用による商業及び地域の活性化を図るため、空き家の売買に伴い要する改修に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 越生町空き家バンク制度実施要綱第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 改修工事 空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (3) 所有者 越生町空き家バンク制度を利用して、売買契約を締結したことにより新たに空き家の所有権を有することとなった者をいう。
- (4) 入居等予定者 売買契約は未締結だが、売買契約に係る所有者の同意が書面により得られている者で、改修工事が完了するまでに越生町空き家バンク制度を利用して、売買契約の締結を行う予定のあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有者又は入居予定者で次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 購入した空き家に3年を超えて居住しようとする者。
- (2) 購入した空き家の元の所有者の3親等以内の親族でないこと。
- (3) 世帯員について、次のいずれかの者が含まれる世帯であること。
 - ア 18歳未満の子ども
 - イ 共に満45歳未満の夫婦又は共に満45歳未満で婚約等の理由により夫婦に準ずると町長が認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が自ら定住する目的又は自ら営業等を行う目的で購入した空き家を改修する事業で、次の各号

に掲げる要件のいずれにも該当する工事に要する費用とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主が実施するものであること。
- (2) 費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が20万円以上であること。
- (3) 他の法令等の規定に基づき交付を受けている住宅及び店舗の改修に係る補助金等の対象経費が含まれていないこと。

（補助額等）

第5条 補助金の額は、改修に要する費用の2分の1（補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし30万円を限度とする。

2 補助金は同一住宅若しくは同一店舗又は同一人に対し、1回に限り交付するものとし、補助金の年度内に工事を完了するものとする。

（交付の申請期間）

第6条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、売買の契約を締結した日又は売買の同意が書面により得られた日から1年以内とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、越生町空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 工事を行う住宅又は店舗の外観及び施工予定箇所の写真
- (3) 空き家の売買契約に係る契約書の写し又は売買契約に係る所有者の同意が得られたことを証する書類
- (4) 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居等予定者に限る。）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査及び必要に応じて行う実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、越生町空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更（町長が認める軽微な変更を除く。）又は中止

しようとするときは、遅滞なく越生町空き家改修事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し越生町空き家改修事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに越生町空き家改修事業完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 工事費用の領収書の写し

（2） 工事完了後の当該施工箇所の写真

（3） 空き家の売買契約に係る契約書の写し（申請時において売買契約に係る所有者の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）

（完了検査及び補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る内容の審査又は調査を行うものとする。

2 町長は、前項の審査又は調査の結果、実施された補助対象改修工事の内容が適当と認めるときは、補助金の額を確定し越生町空き家改修事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに越生町空き家改修事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助の対象となった空き家を補助金の交付を受けた日から3年以内に取り壊し、譲渡し、交換し、又は貸し付けをしたとき。

（2） 補助の対象となった空き家から、交付決定者及びその世帯全員が、補助の交付を受けた日から3年以内に転出又は転居したとき。

（3） 虚偽の申請をしたとき。

（4） 前4号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の越生町空き家・空き店舗改修事業補助金交付要綱第3条の規定により補助対象者となっている者は、この要綱による改正後の越生町空き家改修事業補助金交付要綱第3条の規定による補助対象者となる者とみなす。